明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**二八七～二九〇、二九三、二九四）　一

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二九一）　三

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二九二）　五

○重要文化財を国宝に指定する件（**文部科学**一二〇、一二一）　六

○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（**同**一二二～一二五）　二

○有形文化財を重要文化財に指定する件（**同**一二六～一三二）

○国宝に有形文化財を追加して国宝に指定する件（**同**一三三）

○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（**同**一三四～一三六）　二

○重要文化財の名称及び員数を改める件（**同**一三七、一三八）　三

○重要文化財の名称を改める件（**同**一三九、一四〇）　三

○重要文化財の員数を改める件（**同**一四一）　三

○有形文化財を登録有形文化財に登録する件（**同**一四二）　四

○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律ノ規定による認定を取り消す件（**文化庁**二八、二九）　四

○重要文化財を管理すべき団体を定める件（**同**三〇）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一五

特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　四〇

地方公共団体
行旅死亡人関係　四一

会社その他　四二

会社決算公告　四三